

I 廃棄物問題と地域環境主義

— 産業廃棄物に関する自治体調査報告（その1） —

はじめに：本報告集について

1. 厚生行政と「廃棄物」の位置づけ
2. 廃棄物という環境問題
3. 廃棄物問題と地域環境主義概念
4. 廃棄物問題と社会学的研究

おわりに

飯島伸子*

要 約

本稿では、廃棄物対策の近代化以降の歴史を点検することから始めて、廃棄物問題が社会問題化した経緯について社会学的な切り口を折り込みながら検討し、ついで、廃棄物問題を社会学的に研究する際の、現時点まで得られた知見にもとづいて考えられるアプローチのいくつかについて提示した。また、他の執筆者の論文の簡単な紹介もおこなっている。廃棄物問題の社会学的アプローチの中で、とくに、われわれのプロジェクトの議論の中から生まれた地域環境主義概念について頁をさいた。この概念は、ここ数年来、研究会の都度、実際に使用して吟味してきたもので、個人や小規模コミュニティという狭い範囲の地域と、地域環境という巨大な範囲との中間に位置し、両者を媒介する機能も保有するものとして提示している。

はじめに：本報告集について

1) 共同研究の経緯

ここに掲載した本論を含む5本の論文は、1997年に、『総合都市研究』64号〈廃棄物問題に関する社会学的研究集〉として、共同テーマのもとに6本の論文を発表したものの第2集にあたる。第1集も第2集も、東京都立大学都市研究所の共同研究の一環として組織された都市環境研究会（代表者：飯島伸子）が続けてきた〈廃棄物問題の社会

学的研究〉の共同研究成果報告集である。違うのは、第1集は、自治体の中の市町村の廃棄物対策に焦点をあてた量的調査にもとづいた分析集であったのに対し、第2集は、都道府県と政令市・中核都市の産業廃棄物対策に焦点をあてた分析集である点である。しかし、両者とも、自治体の廃棄物対策に関する調査結果分析である点では共通している。

今回の成果集においても、すでに報告を終えた市町村調査結果も、都道府県や政令市への調査結果と比較するために、部分的にはあるが、再度

* 東京都立大学人文学部社会学科・東京都立大学都市研究所兼任研究員
本研究の代表者

考察の対象としている。いっぽう、市町村調査を実施した事を通して、都道府県調査や政令市・中核都市調査を実施する必要性が確信できた面もある。市町村調査と都道府県調査、政令市・中核都市調査の三者が揃ったことによって、自治体の廃棄物対策の全貌を見通す事が可能になったものである。

われわれの研究グループは、1992年から4年間の水問題と道路問題に関する環境社会学的調査研究に引き続いて、1996年から4年間は、廃棄物問題について社会学的調査研究を共同で進めてきた。第1期の水問題研究の時期については、1994年の総合都市研究54号および1997年の都市研叢書に、同じように共同の研究成果を発表しているので、必要であれば、そちらを参照いただきたい。

第2期の4年間における年ごとのテーマは次のようなものであった。第1年度めの1996年度は、東日本を中心とした14都県の全市町村に対する廃棄物対策の実情や方針に関する郵送法による量的な調査を実施した。調査のタイトルは、「廃棄物の発生と処理・処分に関する自治体調査」である。その調査結果については、『総合都市研究』64号(1997)に、統一テーマ「廃棄物に関する市町村調査報告(I-VI)」のもとに、6人がそれぞれ独自の視点で分析した合計6本の論文において発表している。

1997年度は、47都道府県を対象とした「産業廃棄物の発生と処理・処分に関する都道府県調査」を、同じく郵送法によって実施した。この際、用意した調査票の調査項目の中には、比較を目的として、前年実施した市町村調査と同一の設問も収録してある。1998年度は、38政令都市・中核都市に対して都道府県調査で実施したものと質問内容において共通した調査票を用いて郵送法による調査を実施した。この97年度と98年度に実施した二つの調査の分析結果に、98年度までに実施したさまざまな聞き取り調査での知見を加えながら、各自が独自の視点で産業廃棄物問題を社会学的に分析したのが、今回の合同研究成果第2報である。その集計結果は5本目の論文の後に、また、調査

の方法や主要な内容分析は、2本目の藤川論文においておこなっている。

最終年度の1999年度の研究テーマは、事業所の廃棄物を含む環境対策の実態と意識であり、その実情を知るための、郵送法調査を現在実施中である。

このように、われわれのプロジェクトは、この4年間のうち3年間までを、廃棄物の問題に関して自治体と事業所に関する調査研究に、また、最後の1年間では、事業所に対する環境対策に関する調査を実施してきた。自治体に比重が大きいかかっているのは、廃棄物には大別して一般廃棄物と産業廃棄物の2種類があり、前者は市町村が、後者は都道府県が、その処理・処分の行政的な責任を負っていること、工業に主要な発生責任が求められた公害問題と違い、廃棄物問題は、発生責任よりも管理責任が表面化しがちであることなどから、自治体が問題解決に占める位置が大きいとみなしたためである。その内容がどのようなものであったかについては、報告集で確認していただくことができよう。

2) 収録論文の概略

つぎに、今回収録した各論文について、その要約をここに紹介しておこう。この4年間、われわれのプロジェクトが研究するにあたって培ってきた廃棄物の社会的な位置づけへの視点、また、廃棄物問題という表現の社会学的な意味などを含め、筆者自身あるいはわれわれのプロジェクトの、廃棄物を社会学的に研究する場合の基本的な理論枠組みや重視した分析用具などについて述べることにしたい。

1本目の筆者の論文は、今回報告する研究成果全体のまとめとともに、廃棄物に関する社会学的な分析視角や分析枠組みについて検討し、また、われわれのプロジェクトの中から生み出された概念である地域環境主義について論じたものである。

2本目の藤川賢の「産廃処理の全国分布と地方負担」は、このタイトルが示すような産廃処理をめぐる地方への負担の大きさの分析に焦点をあて

たものであるが、同時に、その数値的根拠ともなるわれわれが実施した都道府県・政令都市調査の分析も行ったものである。この論文においては、われわれの調査結果が示すものとしていくつか重要な論点が示されているが、その中でも、東京都の産廃問題における位置、つまり、東京都は、他の府県と比較しても、突出して産廃を他県に流出させている一方で、他県からの流入のもっとも少ない自治体であるという特殊な位置にあるという事実の発見は、とくに注目されるべきものである。他の論点については、藤川論文をお読みいただきたい。

3本目の堀畑まなみの「原状回復の費用負担責任」は、産廃問題の中でも重要な解決課題である不法投棄をめぐる処理費用の責任主体に関して考察したものである。香川県豊島やいわきなど、重大な問題点を抱えている産廃の不法投棄地域を筆者が数年にわたって調査した知見にもとづいて、産廃の不法投棄は、原因者に処理能力が欠如しているなどの理由で、現状では、最終的には、税金で、つまり自治体による処理・処分がなされることが多い傾向について説得的に警告した論文である。

4本目の寺田良一の「産業廃棄物問題における住民、自治体、地域環境主義：山梨県の事例を通して」は、近接する都県から多くの産廃流入がある一方で、他県に多くの産廃を流出している自治体の例として山梨県をとりあげている。先述の加害-被害関係で言えば、この事例は、被害県であると同時に加害県でもある。この両面的な位置関係を認識する中で、この県では、地域に根ざした廃棄物ゼロ運動など、循環型社会の構築に向けた動きが活発化している。こうした状況を、われわれの研究プロジェクトで、この数年間検討してきた地域環境主義概念によって分析している。

5本目の鶴飼照喜の「産業廃棄物問題と自治体行政の課題：長野県の事例を通して」は、長野県が全国でも有数の近隣自治体からの越境産廃不法投棄地域であることから、その長野県における実態を通して見えてくる日本における産廃問題について論じたものである。他の公害問題や環境問題

を社会的に検討する際の分析枠組みの一つに加害-被害関係の検証があるが、産業廃棄物においても、この加害-被害関係は、大都市と周辺都市や過疎農村、大都市内における強力な地域と弱体な地域などの間で発生している。長野県は、この加害-被害関係で見ると被害県であり、われわれのプロジェクトとしても、何回か現地調査をおこなってきた地域である。

ここで同一副題を付して収録した5本の論文は、東京都立大学都市研究所の共同研究の一環として、都市環境プロジェクトを構成してきたグループによる成果報告集である。このプロジェクトは、都市研究所の兼任研究員である飯島を代表として、1996年以来4年間、廃棄物問題の社会的視点からの研究を続けてきたもので、1997年に6本の論文を発表した第1回目の成果共同報告に続く第2回目の成果共同報告集である。

1. 厚生行政と「廃棄物」の位置づけ

1) 汚物処理として始まった廃棄物行政

国家としての廃棄物対策は、20世紀末になって、ようやく本格化する様子を示しはじめた。1970年に制定した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(略称 廃棄物処理法)は、制定された時が、大量消費の時代のさなかであったことから、産業廃棄物も含めて廃棄物が急増する事態に追いつかないものとなっていたきらいがある。1997年6月に改正され、98年12月から施行となり、これと呼応するように、にわかに、廃棄物対策に関する検討や提言が、政府関係機関や自治体関係機関、業界などで取り込まれるようになった。

しかし、1970年制定の廃棄物処理法は、改正廃棄物処理法に比べるならば不備が目立つものがあった。その以前の対策と比較すれば、格段に進歩したものではあった。寄本勝美氏が調べたところでは、廃棄物処理法制定以前は、廃棄物はゴミ、汚物とみなされており、国家の施策としても、汚物処理に位置づけられていた。1970年の廃棄物処理法の制定によって、新たに廃棄物という言葉が採用されるようになった(寄本1974)。

前近代社会から一挙に近代社会に転換する事が国家的課題であった明治維新後の日本で、東京や大阪などの江戸時代からの大都市は、欧米先進諸国からの賓客をもてなす表通りの華やかさの蔭に、汚物に満ちた裏通りや同じく非衛生的な環境のスラム街を抱えながら近代化の道を邁進したのであった(横山 1949)。ゴミが、日本の近代化の過程で、汚物といういかにも汚らわしいものをイメージさせる名前を付されたことは、その後のゴミの処分や処理のあり方を規定したものと考えられる。物の名前がひとびとに与える印象は、一般に考えられているよりも、はるかに重要である。「汚物」という最悪に近い命名をされたことによって、ゴミの〈地位〉は、当初から最悪のものとして始まった。

寄本は昭和初期のころの汚物処理を担当した労働者の地位が最低に近いものであったことを指摘して次のように述べている。

「このころのごみ処理は全国的にみて原初的な方法にたより、作業環境は劣悪を極めた。ほとんどの市町村では清掃事業は役所の仕事の中で事実上最下位に位置づけられ、現場の作業員の多くは臨時雇いの不安定な身分のもので、過酷な収集や焼却、埋立ての作業を強いられていた。このような状況が、清掃事業を暗いイメージにするとともに、社会的偏見や差別を助長する結果をもたらしたことは否めない」。

2) “汚物” から “廃棄物” へ

1970年の廃棄物処理法の制定によって、汚物という表現が廃棄物という中性的で乾いた表現の言葉に変わったが、汚物と呼んでいた時代が長かったことから、過去の記憶がひきずられ、呼び名が変わったあとも、廃棄物対策に従事するひとびとの行政機関内での地位は、以前とほとんど変わらないものであった。寄本は、このことに関して、作業員への偏見や差別が払拭されることが、ゴミ問題を改善する上で重要な点であると指摘している。

廃棄物と呼ばれるようになってからも、ゴミに対して歴史的に付与されたマイナスイメージが、大幅には改善されなかった。それは、たとえば、消

費者のゴミの出し方に反映されている。収集する作業員の危険や安全をまったく顧慮しないゴミの出し方が続いたのである。自らのゴミの出し方に、消費者を多少とも意識的にすることに有効であったのは、透明または半透明のゴミ袋に切り替える施策であった。

従来の黒い袋の方が良いとして、透明や半透明の袋の使用を決めた東京都などの先行自治体を批判するいわゆる「識者」の発言がマスメディアに登場したりした。自治体の清掃部課の職員の話では、中身が透けて見えるゴミ袋に切り替わったことで、収集作業員のゴミ収集時の罹災は激減しているということであった。消費者が、ゴミ袋が透けたものになったことで、ゴミの捨て方に意識的になってきたことと、危険物が含まれていれば気付いて除去できる可能性が増したことの相乗的な効果であったと言えるだろう。

汚物という呼び名から廃棄物という呼び名に変わり、家庭からのゴミの収集方法に改善が加えられるまでのこの経緯は、寄本が、問題の改善のための前提として提言した「かつての〈汚物〉への認識が真の意味で変わり、ごみや清掃事業への社会的な偏見・差別が払拭されていかなければならない」とした方向に、ゆっくりとはあるが、事態が動いていることを示すものである。

3) 廃棄物という用語

廃棄物という言葉が、一般的に使用される時と法律用語として規定される時の差違について見てみよう。まず、日常的に使用される際の用語例を『広辞苑』で見してみる。1994年の第4版4刷までは「廃棄物」はとりあげられておらず、「廃棄」という項目で「不用として捨て去ること」と説明され、「廃棄」の例示として「産業廃棄物」が示されている。

例示で示された「産業廃棄物」は、同じ『広辞苑』で項目として採用されており、「事業活動に伴って生じた廃棄物。公害防止のため、燃えがら・汚泥・廃油など法令で定められた廃棄物は、事業者が自ら処理しなければならない」と、やや詳しい解説がほどこされている。

『広辞苑』に初めて項目としての「廃棄物」がとりあげられたのは、1998年に刊行された第5版においてであり、そこでは「不用として捨て去る物」と説明されている。

一方、法律の方でも、それほど明確な定義がなされていたとは言い難い。法律では、1997年に改正廃棄物法が27年ぶりに改正されるまでは、産業廃棄物については定義抜きで例示が示されているだけであるし、一般廃棄物については、「産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と、じつに曖昧な規定であって、例示もしていない（環境庁 1996）。

つまり、法律を定めるまではしたが、廃棄物の実態を徹底的に調べ、手遅れにならないうちに対策を取るという態度からは、ほど遠いものであったことを示すものである。1994年という時期には、廃棄物は、おもに家庭からのゴミで成り立っている一般廃棄物の処理や処分と関連して発生した水汚染問題や大気汚染問題が各地でひとしきり問題化した後であり、産業廃棄物の処理や処分が周辺居住者の生活や健康、農作物や漁獲物そして自然環境などに深刻な被害を与えることが日本各地で大きな社会問題として顕在化していた時期である。辞典も法律も、廃棄物をめぐるこうした現実が大きく遅れをとっていたということができよう。

2. 廃棄物という環境問題

1) 一般廃棄物の環境問題化

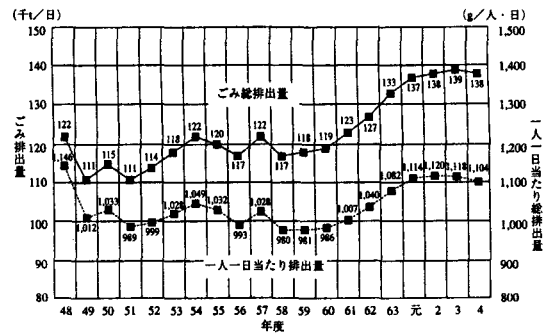
廃棄物と呼ばれているものには、法的には一般廃棄物と産業廃棄物の2種類があり、一般廃棄物は、おもには、家庭から出されて自治体が収集している生ゴミや紙ゴミ、燃してはいけなプラスチック類のゴミ、大型ゴミや有害物質を含むと考えられる家電製品などの有価で収集する粗大ゴミなどである。これに対して産業廃棄物は、事業者が排出するほとんどのゴミである。

一般廃棄物も産業廃棄物も、どちらも、社会的問題の原因となってきたが、廃棄物が〈社会的問題〉として取り上げられるようになった背景には、量の問題と質の問題の双方が関わっている。量の面の問題は、廃棄物を適正に処理し、処分するこ

とが間に合わないほどに廃棄物が大量化し、余剰な廃棄物が違法に廃棄される不法投棄が各地で急増したことと関連して表面化してきた（図 I-1 - 図 I-2）。

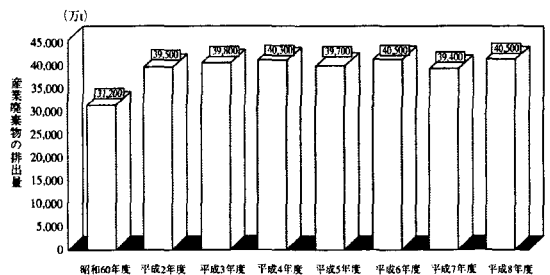
また、質の面の問題は、ゴミに含まれる有害物質による水汚染の発生や燃焼することに伴って生じるダイオキシンほか有害物質の降下による地域社会一帯への自然環境や健康への影響の発生が確認されたことから表面化している。しかし、量の面でも質の面でも、看過するのが危険な段階にさしかかったことが関係者によって認識されたことで、社会的問題となったのである。それは、1970年代までは、特定の地域に発生するいわば局地的な紛争として問題化していたが、1980年代ごろから、次第に、国家的な社会問題と化したおもむきがある。

マス・メディアで頻繁に、あるいは大きく報じられた事件を辿ってみる。1970年代の美濃部東京



出典：『環境白書』平成8年版

図 I-1 一般廃棄物排出総量と一人一日当たり排出量の推移



出典：『環境白書』平成11年版

図 I-2 産業廃棄物の総排出量の推移

都知事時代に、杉並区のゴミを処理する処理場を江東区に建設することに激しく反対する運動を江東区民が開始したことに端を発して、「東京ゴミ戦争」という言葉まで生まれたほどの紛争が生じている。これは、一般ゴミの問題であったが、埋設する空き地が少なく、海などの水面にも接していない杉並区が海との接岸線を持つ江東区内にゴミを持ち込むことを計画して、それが江東区民の反発を招き、紛争に発展した事件である。同じ東京都内の郊外地域にある町田市では、同じ1970年代に、他の地域にさきがけて、ゴミ問題を市民の努力で解決しようと、当時としては珍しいゴミ減量運動などゴミに関する市民運動が展開されている。その後、先進的な市町村など一般ゴミの処理・処分を委託されている自治体の中に、一般ゴミの分別収集や減量対策に取り組む例が増加した一時期もあった。たとえば、東京都目黒区は、1980年代前半に、分別収集を徹底して実施したことで知られた例の一つである。

一般ゴミに関するこうした一連のできごとは、高度経済成長期を経た後の大都市では、主として家庭から捨てられる溢れるほどに大量のゴミの処理や処分が困難になり、管理主体である市町村や特別区が、それぞれのアイデアで問題を解決しようと動きはじめた時期であったことを示している。しかし、国としての問題対応は遅れ、やがて、1990年代初頭には、一般ゴミから漏出した有害物質による地下水飲料水汚染とみなされる事件が発生する。東京都西多摩郡日の出町の、一般ゴミの最終処分場で発生した事件である。この事件の因果関係については、20世紀の終わりの年である本年まで東京都は認めていない。認めないままで、東京都は、日の出町や多摩地区の消費者たちの反対運動に応えることなく、一般ゴミの最終処分場を、日の出町にもう1箇所建設し、すでに利用が開始されている。

2) 産業廃棄物の環境問題化

1990年代前後には、廃棄物の社会問題は、一般ゴミの量と質の極大化から生じた社会問題にとどまらず、産業廃棄物問題の急速なクローズアップ

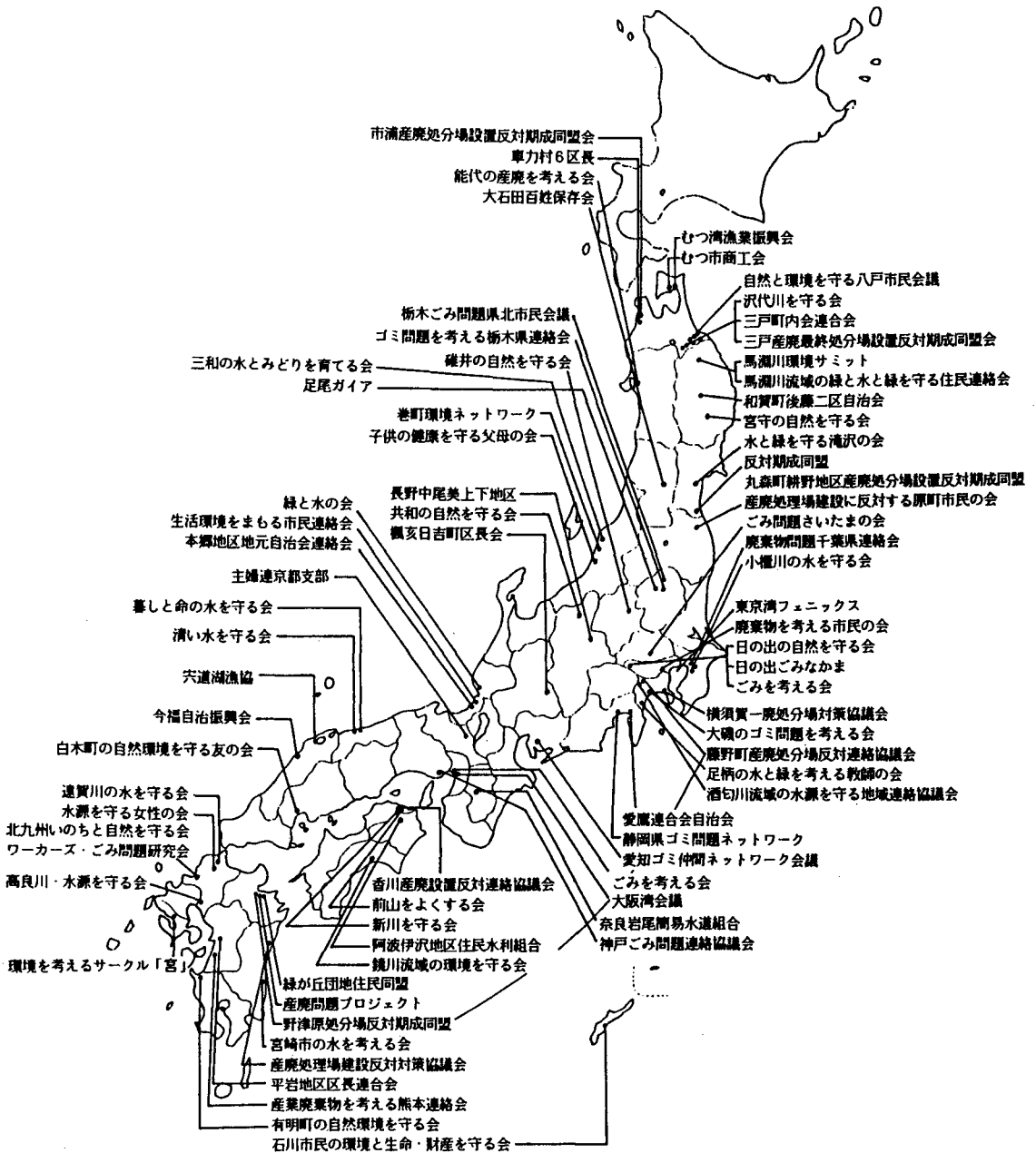
によって、廃棄物問題は、一般ゴミに関わる社会問題から産業廃棄物問題に関わる社会問題へと推移しはじめる。

東北六県の産廃処分場に首都圏から大量の産業廃棄物が持ち込まれていることの問題が指摘されて、1970年代の「東京ゴミ戦争」に代わり、「東北ゴミ戦争」と命名されたような、ゴミをめぐる地域と地域の間の大紛争に発展する(寄本勝美 1974、河北新報報道部『東北ゴミ戦争漂流する都市の廃棄物』1990)。首都圏の自治体それぞれが、一般ゴミはもとより、産業廃棄物においても処分場不足であるため、受け入れを表明する産廃処理業者のいる、はるか東北六県にまで、車で産廃を運搬して投棄にくる事態が、このころには目に見える形で生じていたということである。

処分場の逼迫に迫りつめられた首都圏の大都市は、東北地方への産廃運搬が大問題化したのちには越境投棄を“減速”させたが、処分場不足の事態への抜本対策は取られないままであるから、事態は改善されない。つぎに狙われたのは、首都圏に近接する県である。そのうちの2県が、この報告集に収録した鶴飼論文がとりあげた長野県と寺田論文が取り上げた山梨県である。

産廃問題が大きな社会問題としてひとつひとつの関心を集めた段階では、すでに、首都圏大都市群による東北地方や関東近県への産廃進出は、既成事実化していたのである。1993年に、廃棄物処分場問題全国ネットワークが、産廃銀座と呼ばれる町を県内に抱え、住民による激しい建設反対運動が展開されていた栃木県で結成大会を開いた時に配付した資料(図I-3)によれば、全国的に産廃処理場で覆われている事態が明白である。

そして、これから時を経ずして、全国各地で、ゴミ焼却場から大量のダイオキシンが排出されて焼却場労働者や周辺居住者に深刻な健康被害を及ぼしていることが問題化していく。茨城県竜ヶ崎市、埼玉県所沢市、静岡県蒲原町、静岡県伊豆長岡町、大阪能勢町、広島県福山市などなど、本州一帯にゴミ焼却場(一般ゴミ、産廃両者を含む)が発生源である高濃度のダイオキシン汚染が拡大しつつあるのが20世紀末の日本列島の実態である。そし



出典：月刊『むすぶ』No.283

廃棄物処分場問題全国ネットワーク結成大会 in 栃木（廃棄物処分場問題全国ネットワーク準備会、1993年12月12日）より

図 I-3 廃棄物処分場問題全国マップ

て、国はようやく対策に向けて鈍いながらも動きを示しはじめた。しかし、日本の長い公害問題史の中でも、同じ業種の発生源によって、これほど多くの地域で環境悪化や健康影響が生じたのは、初めてのケースである。対策への取り組みが、あまりにも遅かったという他はない。

3. 廃棄物問題と地域環境主義概念

われわれは、物質の時代であり、環境破壊の時代であった20世紀の終わりにあたって、自分自身を含めた人類が、生産や消費、余暇生活を通して捨ててきた、多種多様な有害物質を含む巨大な量の廃棄物に、いわば、首をしめられつつある。この状況は、環境社会学研究にとっても重要な分析課題である。ここで、近年になって重大な環境問題として浮上した廃棄物問題に対する環境社会的に有効な分析概念について、前回に続き、再度提示したい。地域環境主義概念である。

1) 地域環境主義概念提示への流れ

1997年の共同研究成果第1集の第1論文において、筆者は、地域環境主義概念に関して定義し、この概念の提示をおこなった(飯島 総合都市研究64号)が、今回、寺田論文で、地域環境主義について取り上げられているので、あらためて、この概念の成立経緯を含めて述べておこう。

この概念は、われわれのプロジェクトにおける討議の過程で生み出されたものである。われわれは、この4年間の前に水問題と道路問題について調査研究を、ほぼ同じメンバーで実施していた。共同調査研究では、首都圏のいくつかの県や市で運動するひとびとや団体、自治体職員などに聞き取り調査をし、また、都民に対する環境意識に関する量的調査を実施していた。

その過程で、自治体を含むかなり広域な地域を基盤とした環境を改善するための行動や考えを現わす概念として、従来の社会学にも、環境社会学にも適切なものがないという指摘が寺田良一からなされ、飯島自身もそのように感じていたので賛同し、では具体的にどのような用語が適切かと検

討した結果、飯島が、〈地域環境主義〉ではどうかと提案したのであった。飯島の提案は、1990年代初頭に地球環境の危機という事態がブーム化したことに、問題解決とかけ離れた方向に事態が進みつつあるとの警戒が生まれつつあった状況を踏まえ、また、自身としても、それまでにこのプロジェクト以外でも実施してきた多くの調査経験から、環境問題の解決の基本は〈地域に根ざした環境改善〉が重要であるとの持論をもっていただいていたことにもとづいてなされたものである。

2) 地域と地球を結ぶ分析概念

地域環境問題の原因をたぐっていくなれば、その多くは、具体的な地域での環境破壊行動や環境汚染行動などにたどり着くと考えられる。つまり、地球環境問題として問題視されていることの多くは、地域における産業活動や消費活動や消費活動などの中に原因が求められる事がきわめて多いと言える。

この関係を考える前段階として、はるかに離れた地域間で環境影響関係が存在することを示す例を取り上げてみよう。1970年代初期に、南極の氷が、本来、南極には存在しないはずの鉛など重金属を含んでいることが発見され、この事実が、研究者の間で衝撃的に受け止められ、話題になった。有害物質が、地球上でもっとも汚染から遠隔地にあると思われた極地をまで汚染する事態に地球全体の環境が悪化しつつあることを示す初期の具体例であった。極地の動物が、その地域にあるとは思えないような汚染物質によって大量死したのも、この時期からそれほど経ていない時であった。大気汚染も水汚染も、有害重金属も、地球を循環しているものであるから、地域ごとの汚染や破壊がある程度まで到達すれば、巨大な地球がすみずみまで影響を受けてしまうのに、それほど時間がかからない。もとより、これらの有害物質は、はじめからそれらの極地にあったものではなかった。他の工業地域なり大都市なりで発生したものが、まわりまわって到達したのである。この例は、遠く離れた自然的な環境が、他の地域の産業活動や消費活動によって取り返しのつかないような環境

影響を受けることが現実の問題として存在することを示すものであった。

似たような関係が、オゾン層の希薄化や地球温暖化現象、酸性雨現象など地球環境問題の代表的な現象に関しても存在する。この中で日本人にとって、もっとわかりやすいのは酸性雨の例であろう。日本の、工業地帯とも大消費地とも離れた緑豊かな山村地域で酸性雨が生じはじめたのは1980年代であるが、これは、風向きなど気象上の検討にもとづいて、工業化に向けて驀進している中華人民共和国の石炭を大量に燃料に使用することに伴う大気汚染が主要な原因であることが早い時期に見当を付けられていた。隣接した他国の工業活動が、日本に酸性雨をもたらしたのである。酸性雨自体は地球環境問題の一つとみなされており、この例は、地域における産業活動が地球環境問題を生起させている重要な原因であることを明白に示している。また、逆に、地球環境問題化した事件が、たとえばフロン問題のように、消費生活や産業製品の中から除外されることで緩和できる関係もある。

このように、地球環境問題と地域の生活や産業活動の関係の密接な関係を考察するならば、地域環境が健全なものであることが地球環境を保全するためにも重要であることも、また、明白となる。筆者は、こうした地球環境との関係に関する考察にもとづいて、従来から、地域における問題解決なくしては地球環境問題の解決は有り得ないとの考え方を示していた（飯島 1993、1995）。こうした考察から引き出したのが、地域における健康な環境の形成にかかわるあらゆる社会学的な現象を表現するための最適の概念としての〈地域環境主義〉概念であり、当共同プロジェクトの研究会において提案している。

この概念を提案したあと、プロジェクトの研究会においては、しばしば〈地域環境主義〉概念を使って議論がなされていたが、この用語を正式に提示することが遅れたについては筆者に責任がある。第1期のプロジェクトのまとめとして水問題に関する共同成果研究報告を6本にまとめて発表するに際して、筆者は、この概念の提示を正式に

おこなうことを失念した。この時に、報告論文の中でこの概念を使ったのは寺田であり、定義はしていないが、〈地球環境主義〉概念を使って議論をおこなっている。

その後、つぎの4年間の総合テーマとして廃棄物問題の社会学的調査研究を開始するにあたって、せっかく提案された概念なのだから、定義をし、概念の正式な提示をしてほしいとの要望が、プロジェクトメンバーの藤川賢からなされた。この要請を受けて、筆者が〈地球環境主義概念〉の定義を示して概念提示をおこなった（総合都市研究64号、1997）。そこでの定義と解説は、以下のようなものであった。再録しておく。

〈地域環境主義〉という概念は、「地球環境」というグローバル(global)な概念と対置されるものとして意識されている。「地域環境主義」は、「地球環境」の対極に位置づけることのできる個人のインディヴィデュアル(individual)な環境をその中に含むリージョナル(regional)な地域社会という中間的な範囲を、環境問題について論じ、考える際の基本的な単位としようという立場である。ここでインディヴィデュアルとしているのは、地域の構成員として最小の、しかし重要な単位である個々の消費者・生活者・住民である。「地域環境主義概念」は、これら個人をリージョン(地域)の内部に抱えながら、個人よりは、はるかに広い環境を有し、自治体という地域住民に対して本来的に責任のある専門的な行政機関を含む中範囲の単位として、グローバルな地球環境概念と対置されるべき概念として提示するものである。要約するならば、「地域環境主義」は、社会学の主要な理論枠組みの一つである「中範囲」理論にのっとり、「地域環境」という「地球環境」と「個人の環境」の間に存在している巨大過ぎもせず、小規模にも過ぎない中範囲の単位を立脚点として環境問題をとらえていこうとする立場である。)

3) 地域環境主義概念の有効性

上記の稿では、さらに、〈地域環境主義概念〉を提示する事の必要性の根拠について、以下のように述べている。

〈われわれが、ここに定義したような地域環境主義概念の提示を必要であるとする根拠は、つぎの2点に集約できる。第1点は、環境問題に関するこの10数年間における世論の傾向とかかわる。第2点は、地球環境悪化の改善策を論じるに際して、中間レベルの地域を飛ばして一挙に個人の責任を求める言説が支配的であることと関連する(中略)。

概念提示の理由の第2は、こんにち、グローバルな地球環境問題の解決策に具体的に言及されるときには、中間のリージョナルな地域社会を飛ばして、インディヴィデュアルな存在の消費者・生活者・住民の日常生活における地球環境悪化の責任や義務行為を追求する傾向が見られることへの批判としてである。

個人の生活態度や生活様式にも、環境悪化の原因が多分にあることは事実であり、個々の生活者の環境改善への意識が向上し、日常生活に、その意識が反映されて行動に移されることの重要性は言うまでもない。しかし、たとえば、地球温暖化が問題化したからといって、中間レベルの地域環境で組織的に悪化に関与している各種産業や公共事業の責任は問わずにいて、個々の生活者へのみ資源の節約を呼びかけたりする行政、企業、メディアの姿勢は、問題の半面にしか目を向けていないものと言える。

中間レベルの地域社会には、地域環境の保全・維持・改善に対して公的に責任を有する自治体をはじめとして、各種産業・企業や公的機関、さまざまな住民団体、NGO・NPOなど、さまざまな社会的資源が存在する。しかも、地域という範囲は、これらの社会的資源を有効に利用するのに適切な中規模サイズである。グローバルな地球環境の解決策を一挙にインディヴィデュアルな個人環境に求めるのではなく、中間レベルの地域社会こそが、問題の現場からの経験と視点を総合して地球環境悪化の改善方法を地域社会の中で発見、発案して各国政府を動かしていく中核をなすべきであるというのが、地域環境主義概念を提示する第2点めの理由である。地域環境主義を実現するに際しては、反公害・環境運動からさまざまなN

GO活動に至る長期間の環境運動の経験を蓄積している個々の消費者・生活者・住民の生活現場での智慧が、有効に活用されることが重要であることは言うまでもない。

ここでおこなった定義や概念提示は、プロジェクトの研究会での議論を参考にしている。文責は筆者にあるが、内容の骨子はその時のプロジェクトメンバーであった鶴飼照喜、寺田良一、藤川賢、柏谷至、堀畑まなみ諸氏との共同討議によって形づくられたものであり、プロジェクトから生み出された概念である。

4. 廃棄物問題と社会学的研究

前項で提示した地域環境主義概念のほかにも、廃棄物問題を環境社会学的に研究する方法は、実際に使われてきたものを挙げるだけでも、以下に示すようにいくつかある。すなわち、1) 社会史的接近、2) 加害—被害構造分析、3) 環境的不正義や環境差別の視点からの接近、などである。それぞれについて簡単に解説しておこう。

1) 社会史的接近

社会史的接近は、社会学領域内でも、環境社会学以外の分野で有効に使用されている研究方法の一つである。これと類似した方法に生活史研究という方法もあり、どちらも歴史的視点を加えた研究であるが、こうした時系列に沿った検討は、あらゆる実証的学術研究の基礎的部分として重要である。本論においても、廃棄物問題の略史を社会の歴史の中で検討しているが、こうした視点からの研究を、さらに本格的に進めて、社会的経済的背景と廃棄物問題の連関を歴史的に検討した研究が必要である。

歴史的な視点を社会学的分析に加えることは、先に触れたような意味において、環境社会学分野の研究においても重要であることは、しばしば指摘されてきたことでもある。

2) 加害—被害構造分析

この接近方法による研究成果は、公害問題、薬

害、労働災害などで健康被害を受けたひとびとに関して、すでに発表されている（飯島 1984）。この理論枠組みは、生活構造論にヒントを得て、公害被害者、労働災害の被害者、薬害の被害者などに対する長年にわたる量的、質的調査にもとづいて、健康被害の発生が、最終的には生活総体の破壊の事態にまで派生していく構造が提示されたものである。

この被害構造論をさらに展開させて、小規模単位における環境被害から地球規模環境被害に至るまでの加害—被害関係に関する枠組み提示もなされている（飯島 1993）。こうした議論は、問題の型として環境問題と密接に関連していて、重なる面も多分にある廃棄物問題に関しても、有効に適用できる条件を備えていると考えられる。

廃棄物問題は、とくに産業廃棄物問題において、深刻な公害問題がそうであったような健康被害問題を発生させていることが次第に明らかになりつつある。健康被害問題に端を発する被害構造論的接近による問題分析は、廃棄物問題に関しても重要である。

さらに、地域社会単位で、あるいは、複数の地域社会を含む広域地域で、加害—被害関係の存在を前提とした被害構造論からの調査研究は、廃棄物問題のある側面に関するもっとも有効な接近方法の一つであると考えられる。

3) 環境的不正義や環境差別の視点からの接近

廃棄物問題には、この問題が生起するそもそもの発端に、環境不正義的局面や環境差別的局面が深く関わっていることは、これまでに多くの研究者や運動家からの指摘がなされてきた点であり、(Edelstein, M.R., 1988, Peter S. Wenz, 1988, Robert D. Bullard, 1990, Robert D. Bullard ed, 1994, Bunyan Bryant ed., 1995, Laura Westra & Peter S. Wenz ed., 1995)、この視点からの研究は不可欠のものだと考えられる。

ここでは<環境不正義>と記したが、一般には、環境正義として流布している。この概念は、米国の社会学者が、産業廃棄物の投棄場が人種的経済的に不均衡な分布を示している実態の本質を示す

ために作り出した用語で、原語では environmental justice である。

日本では、当初、これを環境的公正と和訳して導入したが、ある段階で環境正義と和訳するようになっていく。われわれが今回の分析対象としているのも廃棄物問題であるが、対象が共通しているだけではなく、日本においても、廃棄物の中とくに産業廃棄物をめぐっては、環境不正義的な事態がさまざまに発見されている。われわれの今回の報告集においても、すべての論文が、環境不正義という言葉こそ使用していないが、実態としては、環境不正義であり、また、環境差別であるような事態と、産業廃棄物をめぐる問題点として指摘している。

差別者と被差別者の関係は、廃棄物問題において多様である。この報告集でも指摘されているような、大都市と過疎地の間、同じ県内や都内における、より経済的に強力な地域と弱体な地域という地域間における差別的関係などである。この場合は、一般に意識される廃棄物のほかに、放射性物質という危険な廃棄物についても発生している関係である。これについては、別稿を参照いただきたい（飯島 1998）。

国際関係にまで視野を展開すれば、経済的により強力な国による弱体な国に対する廃棄物の持ち込みや環境破壊、環境問題を開発途上国で発生させる事態も、この関係に含まれる。日本が、開発途上国や他の国々に対しておこなってきた事態の分析については、筆者も、いくぶん、分析を進めている（飯島編 1995）。

廃棄物問題は、日本国内にとどまらず、世界の国々をも、加害者、差別者として、あるいは被害者、被差別者として位置づけながら巻き込んでいく消費文明問題であり、環境問題であると指摘しておきたい（飯島 1998b）。

4) 環境運動論および地域社会学的視点からの接近

環境社会学研究の中でも、研究者がもっとも集中しているのが、社会運動論からの分析であるが、廃棄物問題を検討するにあたっては、はいっていきやすいのが、産業廃棄物処理場建設反対運動を

始めとするさまざまな反産廃処理場運動である。先に示した環境差別の視点からの接近も、視点を変えるならば、産業廃棄物処理場建設をめぐる環境差別の実態に対する抗議運動の分析として見ることができる。

小さなコミュニティで発生した廃棄物による環境汚染や環境破壊、生活破壊に対して、消費者がとりあえず対処できる方法が、この反対運動である。このことを考察するならば、被害を一方的に受けることが多い、しかし、地域と国家と地球の資源のもっとも重要な資源の1種である人間たちが、とりあえず提起する行動が重要な研究対象であることは言うまでもないであろう。

集団的運動の分析と密接に関連する方法が、地域社会学的視点からの研究である。問題が発生しているのが地域社会においてであり、また、地域環境主義の重要な単位である地域社会であることから、伝統的な、あるいは新たな分析概念を取り入れた場合も含めて、地域社会学的な接近方法によっても廃棄物問題の分析は可能である。とくに、近年研究が進められている土地の所有をめぐる議論は、地域社会学と環境社会学の双方の領域で研究が深められており、こうした観点からの接近も貴重である。

5) 保健・医療社会学的接近

本論中で若干触れたことであるが、ゴミ収集作業員やゴミ焼却場で作業に従事する作業員たちに、災害や職業病が多発している事態があるが、この点については、研究はほとんどなされていない。先にも言及したことだが、この種の作業の従事者の社会的地位が歴史的に低く位置づけられてきた事実を反映していると思われる。

労働者の健康被害をめぐるのは、経営者と労働者の間に、職業病や労働災害をめぐる、歴史的に厳然として継続してきた強者—弱者関係が問題を顕在化させない社会的な仕組みとしてはたらいてきた面が多い(飯島 1984)。廃棄物問題においては、企業で発生してきた労災や職業病の問題で発見されてきたような単純な強者—弱者関係では律しきれない複雑な組織間関係も関わってくると

ともに、事業所間の力関係も関連してくるし、自治体の管理行政も関与してくるし、問題によっては消費者との関係も重要な分析対象となる。

ゴミ問題を保健・医療社会学的な視点も加味して検討するに際しては、廃棄物(ゴミ)を「不用として捨て去る側」(消費者や事業所)と、危険も含めて引き受けて収集するひとびと(廃棄物の処理や回収に従事する労働者)の関係も、新らしく、重要な観点である。

6) 産業社会学的接近

事業者の廃棄物対策や廃棄物への意識のありかたに関する研究を意味するものだが、現在、もっぱら、重要な加害源として指摘されているのが産廃業者であり、その法の抜け穴やずさんな廃棄物行政の隙間を縫って有害物質を全国にばらまき、あるいは、近隣一帯に被害を与えている実態は、もっぱらマスメディアによって指摘されている。事業者の中にも、産廃を「捨て去る」事業体Aや、その産廃を引き受けて処理する事業体B、さらに小規模な業者Cへの委託と、次第に廃棄物が見えなくなるような仕組みを伴う階層化がある。また、事業者と行政と消費者であり、時に被害者になる地域の居住者との複雑な相関関係が生じる事は通常である。こうした研究の観点も、新らしく、かつ、重要なものである。

おわりに

本論で述べてきたように、前回と今回の「廃棄物に関する論文集」において提示した地域環境主義は、環境問題を小さなコミュニティで発生しているものと地球規模で発生しているものとを連関させて考え、対応するのに有効な概念であり、環境社会学研究の新たな分析概念たりうるとわれわれは考える。

こんにち、地球環境問題が地球上のあらゆる地域のひとびとにとって直接的にであれ間接的にであれ、関連性のある重要な現象であることは疑いをまたない。同時に、こうした地球環境問題は、国際的な連合体の主導によってのみではなく、市町

村や県などの自治体をいくつか含む一定の広がり
と一定の社会的経済的資源を有する中範囲規模の
地域における改善努力の積み重ねの上にたった国
家規模の努力なくしては改善が困難である。

地球規模や世界各地で発生している環境問題の
ほとんどすべての問題が、もとを辿っていけば、
地域での環境汚染や環境破壊が集積することで発
生しているからである。地域に原因が求められる
環境汚染や環境破壊は、破壊源で見ていくなれば、
個人、家庭、小コミュニティなどいくつかのレベ
ルがあるが、ここで言う「地域」は、これらの単
位をいくつか束ねている規模のものである。地球
環境の危機のかなりの部分を地域環境の改善に
よって解決できることも、地域環境主義の視点か
らの研究は今後明らかにしていけることと期待し
ている。

参 考 文 献

- Bunyan Bryant ed., *Environmental Justice: Issues, Policies, and Solutions*, Island Press, 1995.
- Edelstein, M.R., *Contaminated communities-The Social and Psychological Impacts of Residential Toxic Exposure*, Westview Press, Boulder & London, 1988.
- 飯島伸子『環境問題と被害者運動』学文社, 1984.
- 飯島伸子編『環境社会学』有斐閣, 1993.
- 飯島伸子編『アジア地域の環境社会学的研究』文部省
科学研究費助成成果報告書(非売品), 1995.
- 飯島伸子『環境社会学のすすめ』丸善ライブラリー,
1995.
- 飯島伸子「廃棄物問題の社会学的研究」, 『総合都市研
究』64, p.171-186, 1997.
- Nobuko Iijima, "Environmental Deterioration and
the Interrelationship between Global and Local
Inequalities: Perspectives from Asia and Australia"
a paper presented at the World Congress of Soci-
ology, 1998a.
- 飯島伸子「オーストラリアの環境問題と環境運動に関
する社会学的一考察」, 『人文学報』290, p.1-23,
1998b.
- 河北新報報道部『東北ゴミ戦争 漂流する都市の廃棄
物』岩波書店, 1990.
- Laura Westra & Peter S. Wenz ed., *Faces of Envi-
ronmental racism: Confronting Issues of Global
Justice*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 1995.
- Peter S. Wenz, *Environmental Justice*, State Univer-
sity of New York Press, 1988.
- Robert D. Bullard, *Dumping in Dixie: Race, Class, and
Environmental Quality*, Wetview Press, 1990.
- Robert D. Bullard ed., *Unequal Protection: Environ-
mental Justice & Communities of Color*, Sierra Club
Books, 1994.
- 横山源之助『明治下層社会』岩波文庫, 1949.
- 寄本勝美『ゴミ戦争-地方自治の苦悩と実験』日経新
書, 1974.

Key Words (キー・ワード)

Waste Problems (廃棄物問題), **Regional Environmentalism** (地域環境主義), **Theory of Structure of Victim** (被害構造論), **Approach from Social History** (社会史アプローチ), **Environmental Justice** (環境正義)

I The Environmental Aspects of Waste Problems and
Regional Environmentalism :
Research Report on Local Governments' Policies for Industrial Waste (1)

Nobuko Iijima*

*Faculty of Social Sciences and Humanities, Tokyo Metropolitan University
Comprehensive Urban Studies, No.69, 1999, pp.5- 18

In this paper, I examined the waste policies in Japan since Meiji era and also social causes with which made the waste to social problem. Then, I presented some ideas concerning sociological approaches for to the waste problems. I especially stressed the concept of 'community oriented environmentalism' which has been given birth through the discussion of our project. This concept could be located between quite small community and global environment.